第２章　地震災害予防

第１節　総　則

第１項　防災協働社会の形成推進

１　基本理念

地震の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、地震災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことに重点を置き、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて地震災害に備え、地震災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、地震災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に防災対策を実施していく。

地震災害による被害の軽減を図るには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、地震災害による被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施するとともに、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

２　推進体制

(1)　「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」防災訓練等に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代への展開に努める。

(2)　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えについて促進を図る。

(3)　男女共同参画その他多様な視点を取入れた防災体制の確立

市は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するため、岐阜市防災会議の委員への任命など、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4)　関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強

化を進めることにより、地震災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

民間業者に委託可能な地震災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

また、関係機関及び企業等は、防災対策の検討等を通じて、平時からコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(5)　感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。

第２項　震災に関する調査研究

１　基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図る。

２　対策

市は、「岐阜市地震災害被害想定調査（平成24年10月）」を基に南海トラフ巨大地震、関ヶ原養老断層系における養老ー桑名ー四日市断層帯で地震が発生した場合に、市内で予想される地震の危険度を表した地震ハザードマップを作成。また令和2年度に「岐阜市災害被害想定調査」の見直しを行い、その結果をもとに地震防災対策の充実強化を図る。

なお、市内の建築物の状況や、各種対策の進捗によって、想定される被害量は変動することから、必要に応じ、被害想定の更新、見直しを行うよう留意する。

第２節　防災体制の整備

【実施担当部】（主として業務を実施する部、以下同じ）
１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部
４　その他各部（行動計画の作成・参集体制に関すること）

〈方針〉

地震災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努めるとともに、各部が連携して地震災害対策活動を実施し被害の軽減を図る。

〈実施内容〉

１　災害応急対策組織の整備

(1)　組織整備と事務分掌

市は、災害対策本部を効率的に運用するため、他都市の災害を含め地震災害時における災害対策本部の運用を検証し、組織及び事務分掌等について毎年検討を加えることにより、本計画の実効性を高める。

(2)　組織（各部）行動計画の具体化の推進

各部は、防災対策に関する所掌事務を確実に実施するため、災害応急対策マニュアル等において具体的な計画を定め、毎年見直しを行う。また、広域的な地震災害に対応するための、原子力災害対策、避難対策、受援・支援対策、医療救護対策、救援物資滞留防止対策、災害廃棄物対策、ボランティア対策、業務継続対策等は、各部の役割分担、手順等についての具体的な計画を策定し、災害応急対策マニュアル等の具体化を推進する。

(3)　迅速な参集体制の整備

市は、地震災害時に速やかに地震災害応急対策を実施する体制を確保するため、職員の岐阜市職員参集システムへの登録の推進、及び各部における緊急連絡網の徹底、職員の徒歩による参集時間の予測などにより、勤務時間外に大規模な地震が発生し、通常の交通機関の利用ができない状況等においても、応急対策が早期に実現できるよう初動体制の強化に努める。参集体制の整備にあたっては、職員の安全にも配慮するとともに、退職者の活用や任期付雇用等の人材確保方策、緊急時に外部の専門家等の意見、支援を活用できるような仕組みの構築についても考慮する。

参照：職員動員可能者数（資料P349）

２　防災施設、設備等の整備

市は、地震災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(1)　消防施設、設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに火

災通報施設その他の消防施設、設備の維持管理に努め、地震災害時の即応体制の確立を図る。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対応するため、化学車、梯子車の維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄整備を図る。

(2)　救助施設、設備等

市は、人命救助に必要な車両、救助器具、担架及び救命胴衣等の救助用資機材の整備充実を図るとともに、これらを有効に活用するため点検を定期的に実施するなど適切な維持管理に努める。

また、地震災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行う。

(3)　消防団の強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(4)　通信施設、設備等

市は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るとともに、有線通信が途絶した場合においても通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。また、万一これらの施設等に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5)　水防団の強化

市は、水防団の研修、訓練や災害時における水防活動拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、幅広い層の団員の入団促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、水防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(6)　災害対策本部施設の整備

市は、災害応急対策活動の中枢拠点として、災害情報の的確な収集・一元管理が可能となる災害対策本部を常設し、迅速な初動体制及び指揮命令機能の確立に努める。

また、万一の情報通信機能の断絶等不測の事態にも備え、災害応急対策活動が実施不可能になることを避けるため、消防本部６階大会議室を代替施設とする。

(7)　防災拠点施設の整備

ア　市地域防災拠点施設の整備

市は、地域の災害対策活動を円滑に実施するため、地域防災拠点（公民館、コミュニティ防災センター等）、地域避難拠点（小学校等指定拠点避難所）、その他防災拠点の整備を進める。

イ　市広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に円滑な受援体制の確立を図るため、次の機能を有する市広域防災拠点施設の指定を行うとともに、必要な施設の整備を図る。

(ｱ)　救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための

拠点

(ｲ)　物資配分活動拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種、大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための地域内輸送拠点及び備蓄拠点

(ｳ)　ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

参照：広域防災拠点施設（資料 P350）

ウ　県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害時に圏域内での災害対策活動を支援するため、圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行う。

エ　県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、超広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図る。

オ　その他防防災に資する公共施設の整備

県及び市は、避難場所、避難路、防災拠点等の地震防災に資する公共施設について、関係機関と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図る。

(8)　その他資機材、物資の調達

市は、災害により損壊した道路河川等の復旧等に必要な資機材及び業務の継続に必要な食料、飲料水、その他生活必需物資等の備蓄に努めるとともに、不足する場合の調達を迅速に行うため、民間との協定の締結を推進するとともに、随時協定締結者に確認を行うなど調達体制の充実を図る。

第３節　防災思想・防災知識の普及

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部　　４　教育部　　５　福祉部
６　ぎふ魅力づくり推進部　　７　経済部　　８　その他各部（職員に対する防災教育）

〈方針〉

地震災害による被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身につけ、食料、飲料水、感染症対策品の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であるため、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の向上を図る。また、大きな地震の後に同等又はそれ以上の地震が発生する恐れがあることや、南海トラフ巨大地震では広域的被害の発生や、複数の災害の同時発生の可能性があり、これに備える必要性があることについても啓発する。市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく配信する。

なお、外国人に対しては、言語の違いに配慮するとともに、地域において乳幼児、重病者、障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう普及啓発を図る。

〈実施内容〉

１　地域住民に対する普及

市民が、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、ハザードマップ、チラシ等の配布、防災センターの展示教育設備の利用、地震体験車の利用、防災に関する講習会、イベント、研修等の開催、ラジオ（コミュニティＦＭ等）、テレビ、新聞、広報誌、ホームページ掲載等を通じた広報や災害図上訓練（ＤＩＧ）の普及促進等により、地震災害予防や地震災害応急対策等の知識の普及啓発、市民の防災意識の高揚を図るよう努める。

なお、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを統合した岐阜市総合防災安心読本を作成、配布するとともにアプリケーション版を作成、配信し、市民の防災意識の向上に努める。また、防災知識の普及に当たっては、デジタル技術を活用して、より分かりやすく災害リスクを伝えるよう努める。

また、避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備、円滑な避難所運営の実施及び住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動など、避難に関する事項についても普及啓発を行う。

(1)　普及啓発を図る基本的事項

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、マスク、消毒液、体温計等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、

飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

ウ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

エ　地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

オ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

カ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

キ　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底

(2)　防災関連の行事を活用した啓発、普及

ア　市民防災の日

毎月１日を「市民防災の日」と定め、防災意識の向上、防災点検の励行、防災訓練や防災研修会への参加等を市民に呼びかける。

イ　岐阜県地震防災の日

県は、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図っている。

２　幼児、児童、生徒等に対する普及

学校（園）等は、幼児、児童、生徒等に対する防災指導資料を作成配布するなど、防災に関する教育の充実に努め、地震の発生等に関する基礎知識、地震への対応など防災に関する知識を身に付けさせる。特に、学校と家庭・地域とが連携して行う防災教育を推進し、幼児、児童、生徒等への普及を通してその保護者の防災意識の向上、自助行動の実践に繋がるような内容とするよう努める。

また、自主防災組織と協力し防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、自助共助の意識及び防災技術の向上に努める。

３　障がいのある方に対する普及

視覚障がいや知的障がいなど障がいのある方に対応する防災指導資料を作成配布し、災害時の対応など防災知識の向上を図る。

４　外国人に対する普及

外国人市民向けの防災啓発講座を実施するとともに、パンフレット等の内容を多言語で作成するほか、コミュニティＦＭを利用した防災関係の放送を多言語により実施する。

５　職員に対する防災教育

防災関係法令、地域防災計画、水防計画、各部において処理すべき防災事務又は業務、要配慮者の特徴とニーズ等に関する研修会等を各部の担当者に実施する。なお、研修会等を受講した各部の担当者は、防災知識、技術の向上及び市本部の円滑な運用を図るため、所属において研修を実施する。また、各部は、災害活動を迅速、的確に行うため、所属で作成する災害応急対策マニュアルを所属職員に周知徹底を図る。

６　災害伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、地域住民や児童生徒等に対し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、地域で過去に発生した災害についても普及啓発を行い、災害の教訓が後世まで伝承されるよう努める。

７　企業に対する普及

企業の防災意識、防災力の向上を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけるなど、地域貢献、地域との共生について意識啓発を図る。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

８　防災訓練への積極的参加

市、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及や地震災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第４節　防災訓練

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

〈方針〉

防災訓練は、災害応急対策が迅速かつ的確に実施することを目的に行い、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した実効性の高いものとするよう努める。

〈実施内容〉

１　訓練方法

内陸型地震を想定した訓練、南海トラフ巨大地震を想定した訓練など、地震規模や被害の想定を明確にし、想定した効果が得られるよう具体的な訓練環境設定を行うとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどより実践的な内容となるように努める。

(1)　応急対策体制の確認、評価等

市は、防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2)　住民の防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び地震災害時に「自らが何をすべきか」を考えるとともに、地震災害に対する備えや適切な活動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上と知識の普及啓発、地震災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3)　要配慮者等への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、要配慮者・避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

２　訓練種別

(1)　総合防災訓練

ア　実施の時期

防災週間、その他防災に関係する日等、訓練に効果がある時期に実施する。

イ　実施地域

災害の発生するおそれのある地域、災害が発生した場合に被害が拡大するおそれのある地域等、訓練に効果がある場所で実施する。

ウ　実施方法

市、県、指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、自主防災組織、地域住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき実践的な内容の応急対策活動を実施する。また、災害応援に関する協定に基づく団体、ＮＰＯ・ボラン

ティアに対し訓練の参加を求める。

訓練科目	訓練実施機関
地震情報等伝達訓練	市内各関係防災機関等
通　信　訓　練	非常通信協議会、その他通信機関
避　難　訓　練	警察、消防機関等
救　出　訓　練	警察、消防機関、自衛隊
医　療　訓　練	市民病院、保健所及び民間医療機関
炊出しその他救出等訓練	市内各奉仕団、自主防災組織団体
消　防　訓　練	消防機関等
広域応援訓練	応援協定締結機関
そ　の　他　訓　練	関係機関

(2)　地域防災訓練

地域住民による自主防災組織が主となり、地域住民による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、応急救護訓練、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。訓練は、集合型防災訓練、発災型防災訓練又は災害図上訓練（ＤＩＧ）、避難所運営訓練（ＨＵＧ）などにより実施する。

(3)　その他の地震防災訓練

市は、次の地震防災訓練を適宜、繰り返し実施する。

ア　通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ　動員訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練

ウ　図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部事務室において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

エ　災害対策本部設置訓練

災害時における災害対策本部事務室を早期設置するための訓練

(4)　市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じ改善措置を講じる。

第５節　自主防災組織の育成と強化

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　市民協働推進部

〈方針〉

大規模地震災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

〈実施内容〉

１　自主防災組織づくり

現在、50の自主防災隊（団）が組織されている。市は、防災計画、地域防災コミュニティ計画の作成支援及び防災訓練等の指導を行い、その育成強化を推進するとともに、地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努める。また、自治会加入を促進し、組織の強化を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

(1)　組織の規模

組織的な活動を円滑に行うため、市民生活の基礎的な地域として一体性を有する自治会連合会等を単位とする。

(2)　地震災害時の組織の編成及び分担任務

自主防災隊(団)長	総括情報班	情報の収集及び伝達、災害広報
	消、水防班	消、水防活動、出火防止の広報
	救出救護班	負傷者の救出、救護
	避難誘導班	避難誘導、危険箇所等の把握
	避難行動要支援者支援班	避難行動要支援者の安否確認、その他支援
	給食給水班	炊出し、給食救援物資の配分の協力
	市民消火班（隊）	初期消火、避難路の確保、延焼防止 生活用水の確保

参照：市民消火隊一覧（資料 P354～P355）

(3)　平常時の役割

ア　防災意識の向上及び防災知識の普及に関すること。
イ　地震災害予防に関すること。
ウ　防災訓練、防災研修会等の実施に関すること。
エ　消火資機材、避難誘導用具の整備に関すること。
オ　非常食等の備蓄指導、防災用資機材の取扱いに関すること。
カ　高齢者、障がい者、負傷者などの避難行動要支援者の把握に関すること。
キ　その他地震防災上必要な事項。

２　各自主防災組織の防災計画等の策定

各自主防災組織は、地震災害時の活動を迅速、的確に行うため、防災計画及び地域防災コミュニティ計画を策定し、随時見直しを図る。

なお、当該計画が、災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ場合、当該計画を地区防災計画として市に提案することができる。

市は、地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を記載する。また、地震災害時に避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、各地域で協議会等を設置し、避難行動要支援者の支援行動マニュアルを策定する。

なお、「個別避難計画」が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

３　防災リーダーの育成

市は、自主防災組織からの推薦を受けた者を対象に、防災士育成支援事業を実施し、防災知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させ、地域防災力の向上を図る。その際、避難所の運営にも男女の視点を取り入れ、避難者一人ひとりのニーズを把握し細やかな支援を行うため、女性の防災リーダーの育成に努めるものとする。

４　自主防災組織の現況

本市における自主防災組織の編成状況は、次のとおり。

ブロック	組　織　名	
中部1ブロック	金華自主防災隊	京町自主防災隊
	明徳自主防災隊	梅林自主防災隊
	白山自主防災隊	華陽自主防災隊
中部２ブロック	徹明自主防災隊	本郷自主防災隊
	木之本自主防災隊	本荘自主防災隊
	鏡島自主防災隊	
東部１ブロック	岩自主防災隊	芥見校区自主防災隊
	芥見南自主防災隊	芥見東自主防災隊
東部２ブロック	日野校区自主防災隊	長森西自主防災隊
	長森北自主防災隊	長森東自主防災隊
	長森南自主防災隊	
南部１ブロック	加納東自主防災団	加納西自主防災団
	茜部自主防災隊	厚見自主防災隊
南部２ブロック	三里自主防災隊	鶉自主防災隊
	市橋自主防災隊	日置江自主防災隊
	柳津町自主防災隊	

日光ブロック	早田自主防災隊	則武自主防災隊
	城西自主防災隊	島自主防災隊
北部１ブロック	三輪北自主防災隊	三輪南自主防災隊
	藍川自主防災隊	岩野田北自主防災隊
	岩野田自主防災隊	常磐自主防災隊
北部２ブロック	長良東自主防災団	長良西自主防災隊
	長良自主防災隊	鷺山校区自主防災隊
西部ブロック	木田自主防災隊	七郷自主防災隊
	黒野自主防災隊	西郷自主防災隊
	方県自主防災隊	合渡自主防災隊
	網代校区自主防災隊	

（令和5年4月1日現在50組織）

５　消防団、水防団、交番等との連携強化

各自主防災組織は、消防団、水防団、交番等との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

６　災害奉仕団との連携

各自主防災組織は、地域の災害奉仕団との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

奉　仕　団　名	事　務　局	電　話
女性の会連絡協議会奉仕団	教育委員会事務局　社会・青少年教育課	265-4141
岐阜市赤十字奉仕団	岐阜市社会福祉協議会	255-5511

参照：各奉仕団一覧（資料P351～P353）

７　防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材を、各コミュニティ防災センター等に配備している。なお、一部資機材については、各地域の小学校等指定拠点避難所に分散配備している。

施　設　名　称	所　　在　　地
岐阜市西部コミュニティ防災センター	下鵜飼1丁目105番地
岐阜市北部コミュニティ防災センター	八代1丁目11番13号
岐阜市南部コミュニティ防災センター	加納城南通1丁目20番地
岐阜市消防本部防災センター倉庫	美江寺町2丁目9番地
岐阜市日光資機材倉庫	日光町9丁目1番地3
岐阜市東部コミュニティ防災センター	芥見4丁目80番地
岐阜市長森コミュニティ防災センター	前一色1丁目2番1号
岐阜市市橋コミュニティ防災センター	市橋6丁目13番25号
岐阜市北東部コミュニティ防災センター	福富迎田6番地1

参照：災害応急対策用資機材（資料P391）

８　事業所及び施設等の自衛消防組織

市は、事業所、施設等の自衛消防組織の整備充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

事業所及び施設等は、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努める。

第６節　避難対策

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　福祉部　　３　まちづくり推進部　　４　都市建設部
５　保健衛生部　　６　避難所施設を管理する部

〈方針〉

大規模地震発生時において、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等が、避難場所に安全、迅速に避難できるよう避難路の安全を確保し、避難誘導体制の整備を図る。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所における良好な環境生活の確保に努める。

〈実施内容〉

１　避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集などが行えるよう避難計画を策定し、その内容について、訓練の実施や、ハザードマップ、防災マップの作成、配布などにより地域住民に周知徹底する。

学校、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に避難の万全を期するものとする。

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

２　行政区域を越えた広域一時滞在

(1)　市は、広域一時滞在に関する事項について、「岐阜市災害時受援・支援計画」により行うこととしているが、予想できる実施時の課題等を事前に検討する。

(2)　県は、市の地域や県域を越えた指定避難所等の開設や運営等について、周辺市町村や周辺県とその調整を図る。

３　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達方法

避難情報の伝達方法は、次による。

(1)　高齢者等避難

広報車、防災行政無線、岐阜市ホームページ、岐阜市公式フェイスブック、
岐阜市公式ツイッター、岐阜市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、
緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）、自主防災隊長へ電話連絡、
岐阜市気象・災害情報等メール配信サービス、民間事業者が運営するポータルサイト、
スマートフォンアプリ

(2)　避難指示、緊急安全確保

広報車、防災行政無線※、岐阜市ホームページ、岐阜市公式フェイスブック、
岐阜市公式ツイッター、岐阜市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、
緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）、自主防災隊長へ電話連絡、
岐阜市気象･災害情報等メール配信サービス、民間事業者が運営するポータルサイト、
スマートフォンアプリ、岐阜放送・エフエム岐阜等報道機関への情報提供

注：防災行政無線により緊急安全確保、避難指示の伝達を行う場合はサイレンを吹鳴する。

４　指定緊急避難場所

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、図記号を用いた看板の設置等により地域住民への周知徹底を図る。また、防災公園の整備等、指定緊急避難場所の充実を図るとともに、災害時の施設開放責任者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備する。

自主防災組織や単位自治会は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、指定緊急避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧（資料P356～P360）
指定緊急避難場所一覧　（資料P361～P372）

協定：大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書
（㈱トヨタオートモールクリエイト）　別冊
大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書
（㈱イトーヨーカ堂）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（イオンリテール㈱東海カンパニー）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（カワボウ㈱、イオンリテール㈱東海カンパニー）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（㈱ LIXILビバ）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（㈱エディオン）　別冊

５　広域避難場所

地震災害により地域全体が危険になった場合に避難する場所をいい、概ね次の基準による。

ア　面積は、概ね10ヘクタール以上の空地等であること。
イ　大火輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて木造地域から適当な間隔があること。
ウ　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２%未満であり、かつ散在していること。また、多量の危険物等が貯蔵されていないこと。

エ　大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。

オ　大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率５％程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。

カ　避難者の安全を図るために消防用水、飲料水等の整備及び応急救護所として利用できる建築物の確保が図れること。

参照：広域避難場所一覧　（資料P373）

６　避難用道路

市は、市街地が大火となった場合、避難場所から広域避難場所又は郊外の安全な場所への避難を円滑に行うため避難用道路を次により選定し、関係機関との協力によりその整備と安全性の向上に努める。

(1)　概ね15メートル以上(付近の建物状況等によっては、７メートル以上)の幅員を有する道路であること。

(2)　避難用道路付近に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。

(3)　避難用道路は、できる限り相互に交差しないこと。

７　指定避難所等

市は、公共施設の中から被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、看板の設置等により地域住民に周知徹底を図るとともに、良好な避難所生活を過ごせるよう、環境の整備に努める。また、指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示しなければならないとされているところ、その公示内容を明確化するため「指定一般避難所（指定避難所のうち指定福祉避難場所を除く）」の場合は、その名称、所在地及びその他市町村長が必要と認める事項、「指定福祉避難所」の場合は、その名称、所在地、その他市町村長が必要と認める事項及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨を公示する。

指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができることとし、その指定については、地震災害に対する施設の有効性を検討するとともに、指定避難所施設の管理について、指定管理者制度を導入している場合は、迅速に指定避難所を開設できるよう契約するとともに、指定避難所の設置にかかる役割分担等を定めるよう努める。

市は、指定避難所に指定する公共施設等のバリアフリー化や、マンホールトイレ等災害用トイレの整備、トイレの洋式化など指定避難所施設の充実を進めるうえにおいて、男女のニーズの違いを考慮するとともに、要配慮者に配慮した避難所整備を図る。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧（資料P356～P360）
指定一般避難所一覧（資料P374～P375）

(1)　指定一般避難所

指定避難所のうち被災者の滞在のために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮の上策定した指定基準に基づき、指定一般避難所を指定する。

覚書：災害時における施設開放に関する覚書（岐阜大学）　別冊

(2)　指定拠点避難所

指定避難所のうち、被災者の受け入れ及び支援の拠点となる施設を各地域において１箇所選定し、災害用備蓄食料、簡易トイレ、発電機、携帯電話の充電器等避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

(3)　その他の避難可能施設

市は、指定避難所以外に、災害時に被災者の受け入れが可能な民間施設の確保に努める。確保する施設は、指定避難所の指定基準を準用し選定する。

参照：その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧（資料P376～P379）

(4)　指定福祉避難所

指定避難所内の一般避難スペースでは生活に支障をきたす要配慮者のために、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、地震災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される社会福祉施設等を、地域や障がいの特性にも配慮のうえ、覚書を締結し指定する。

なお、市は、指定福祉避難所への円滑な避難者の受け入れを図るため、指定福祉避難所の開設訓練及び運営マニュアルの策定、必要な物資の備蓄を行う。

参照：指定福祉避難所一覧（資料P380～P382）

覚書：災害時における〇〇施設への避難者受入れに関する覚書　別冊

また、社会福祉施設に限らず、要配慮者の受け入れが可能な施設の確保に努めるものとする。

協定：災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

（岐阜長良川温泉旅館協同組合）　別冊

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書

（一般社団法人岐阜ホテル会）　別冊

８　車中避難地の確保

市は、あらかじめ、規模の大きな運動場や、指定一般避難所となる小中学校のグランドの一部などを、車中避難者を集約する屋外避難所の候補地として選定しておくものとする。

９　円滑な避難所運営への備え

(1)　避難所運営マニュアル等の策定等

市は、指定避難所の迅速な開設や、自主防災組織や指定管理者等を主体とした円滑な運営ができるよう、開設任務の役割分担を記した用紙や避難所運営マニュアルや避難所運営マニュアル（指定管理者編）をあらかじめ作成しておくものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生、流行を受け、避難所運営マニュアルに専門性を持たせた避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）を作成しておくものとし、適宜更新するものとする。

避難所運営マニュアル等の作成にあたっては、要配慮者用スペースの確保、避難者のプライバシーの確保、車中避難者への支援、避難者のニーズの的確な把握と物資要請の

円滑化、エコノミークラス症候群対策、感染症対策、生活用品等の代替品の活用事例等の内容を盛り込むよう留意する。

(2)　避難所の良好な生活環境確保

市は、避難所運営マニュアル等に沿った避難所運営のための各地域での避難所運営訓練（ＨＵＧ）の実施、専門家等との定期的な情報交換、避難施設ごとの開放可能なスペースや各スペースの開放優先度及び想定される用途等を定めた施設利用計画の策定、避難所の衛生状況を良好に保つための資機材の備蓄などにより、避難所において良好な生活環境が確保されるよう備えるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合等の対応を含め、平時から防災部局と保健、福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

10　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有等、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努める。

各地域は、市の支援により避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、避難行動要支援者の安否確認の方法、避難誘導の担当者を定める等避難体制の整備を図る。

11　避難に関する普及・啓発

市は、市民の避難行動が、「自らの命は自ら守る」という意識のもとで的確に行われるよう、平常時から避難場所、避難所、災害危険区域等を明示した地震ハザードマップ、岐阜市総合防災安心読本等を活用して広報活動を実施する。

その際、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、地震災害発生後に住宅が倒壊せず自宅で生活が可能な場合は、避難所でなく自宅で避難生活を送ることについても、個人備蓄の必要性と併せて周知する。

12　住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握や必要な支援についての情報の把握に向けて、市が指定した避難所・避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

13　避難所等における避難者の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所等における避難者の受入れについて、住民票の有無に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等に配慮しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第７節　必需物資の確保対策

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　教育部　　３　子ども未来部　　４　保健衛生部

〈方針〉

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合においても、大規模地震災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

そのため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、外部支援の時期を想定した最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料、物資等の確保を図る。

また、国等からの物資の支援を適切に受け入れるため、物流事業者等と連携し、支援物資を避難所まで円滑、確実に届ける体制整備を図る。

〈実施内容〉

１　公共備蓄

市は、公共備蓄の充実を図るとともに、その保管場所として指定拠点避難所及び中学校等に防災資機材倉庫を設置している。また、備蓄品の一部を集中的に管理するための、備蓄拠点となる施設の確保に努める。

なお、市は、備蓄品の品目、数量、更新時期等に関する計画を策定し、計画的な備蓄品の確保、管理に努めるものとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需品等

ア　食料、飲料水

被害想定を上回る避難者が発生することも想定し、指定拠点避難所、中学校等に食料等（約２３万５千食）、飲料水（約３万９千ℓ）等を備蓄しており、更にその充実を図るとともに、アレルギー体質などにも考慮した食料の備蓄に努める。

イ　生活必需品

生活必需品として紙おむつ、おしりふき、生理用品等を備蓄しており、更に女性、乳児、障がいのある人等に配慮した、生活必需品等の備蓄に努める。

参照：災害用備蓄食料等（資料P383～P388）

(2)　防災資機材

指定拠点避難所、中学校、コミュニティ防災センター、消防署、分署等に救助に必要な防災資機材等を配備しており、災害時に使用できるよう点検整備を行う。

参照：災害応急対策用資機材（資料P391）

(3)　テント

コミュニティ防災センター、学校等にテントを備蓄しており、地震災害時に使用できるよう維持管理する。

参照：テント備蓄状況（資料P392～P395）

(4)　感染症対策資機材

医師や看護師等が救護所で医療活動を実施するときに備え、サージカルマスク１８万枚、グローブ５０万４千枚、エプロン９万枚を市内の小中学校等に配備する。

２　物資確保体制の整備

市は、各関係機関や民間事業者と生活物資の確保等に関する応援協定を締結するなど、調達から避難所までの輸送体制の構築及び体制の整備充実に努める。また、大規模な災害発生の恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

協定：災害時の熱源確保に関する覚書　（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）　別冊
災害時における燃料の確保に関する覚書（岐阜県石油商業組合岐阜支部）別冊
災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）別冊
緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）別冊
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（イオンリテール㈱東海カンパニー）　別冊
災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）　別冊
災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定
（岐阜流通センター協同組合連合会）　別冊
災害時における食糧供給に関する協定書　（㈱コガネパン）　別冊
災害時における物資の輸送等に関する協定　（赤帽岐阜県軽自動車）　別冊
災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定
（岐阜県トラック協会岐阜支部）別冊
災害時における物資供給に関する協定　（NPO法人コメリ災害対策センター）別冊

また、災害時相互応援協定締結都市、各関係機関及び民間事業者からの円滑な物資支援が受けられるよう、総合防災訓練への相互参加や意見交換、支援要請訓練の実施などにより、連携の強化を図る。

３　個人備蓄等

(1)　個人備蓄

ア　市民は、食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計等、最低限の生活を確保するための備蓄品や感染症対策品を、世帯人数の３日分以上を目標に各自備蓄するよう努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮する。飲料水の備蓄にあたっては、１人１日３ℓを基準とし、貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、破損しないものとする。

イ　市民は、各自非常持出品の準備に努める。（救急箱、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池等）

ウ　愛玩動物を飼養する市民は、同行避難や避難所での飼養のための準備をしておくものとする。

(2)　自主防災組織における共同備蓄

個人備蓄の不足を考慮し、自主防災組織で共同備蓄に努める。

第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策

【実施担当部】

１　福祉部　　２　都市防災部　　３　市民協働推進部　　４　ぎふ魅力づくり推進部
５　消防本部　　６　保健衛生部　　７　子ども未来部

〈方針〉

大規模地震災害時においては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が被害を受けるケースが多くなる。今後、高齢化等により、避難行動要支援者数は益々増加することが予想されるため、市、社会福祉施設等の関係機関は、本計画及び「岐阜市避難行動要支援者支援計画」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者支援体制を確立する。

〈実施内容〉

１　避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第４９条の１０第１項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。作成の方法は次のとおりとする。

(1)　名簿登録に係る意向調査

市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者に対して、「避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査書」（避難行動要支援者名簿登録申請・個別避難計画作成・計画情報提供書）」により、名簿登録に係る意向を調査し、「避難のための支援が必要」と申し出た者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿に登録する。

【避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査対象とする要配慮者】

区分	要件
①高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度１～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１～６級）
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１～３級）

なお、名簿の作成に必要となる個人情報は、災害対策基本法第４９条の１０第３項の規定に基づき、福祉部及び保健衛生部が保有する要配慮者の情報を目的外使用して、対象とする要配慮者に関する情報を把握する

《情報の内容》

(ｱ)氏名　(ｲ)生年月日　(ｳ)性別　(ｴ)住所又は居所
(ｵ)電話番号その他連絡先　(ｶ)避難支援等を必要とする事由
(ｷ)要配慮者の区分　(ｸ)調査書の回答の有無

(2)　調査書の提出がない場合の判断

次に掲げる要件のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として取り扱い、避難行動要支援者名簿に登録する。該当しない場合は、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

区分	要件
①高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度３～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１級・２級又は３・４級（下肢・体幹・脳原性移動機能障害））
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）

(3)　名簿登録の意向調査対象とする要配慮者以外の者

避難支援等を必要とする事由があり、自力での避難が困難であると申し出があった場合は、避難行動要支援者名簿に登録する。

(4)　社会福祉施設入所者及び長期入院患者

施設において支援がなされるため、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

２　名簿の外部提供

(1)　市は、地震災害の発生に備え、平常時から避難行動要支援者名簿を、以下の避難支援等関係者へ提供する。

①　災害対策基本法第２条の２第２号に規定する自主防災組織
②　民生委員法に規定する民生委員及び児童福祉法第１６条に規定する児童委員
③　消防組織法第１８条第１項に規定する消防団
④　社会福祉法第１０９条第１項に規定する社会福祉協議会
⑤　警察法第５３条第１項に規定する警察署

(2)　平常時からの名簿の外部提供にあたっては、岐阜市避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関する条例第３条の規定により、避難行動要支援者となる本人の同意を要しないものとする。

提供の際、名簿の情報漏えいを防止するため、避難行動要支援者名簿の提供を受ける者に対し、「避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書」の提出を求め、名簿情報を適正に管理するよう徹底する。

３　名簿の更新

都市防災部は、避難行動要支援者名簿の情報を、常に最新のものとするため、福祉部及び保健衛生部が保有する要配慮者情報を、月１回、避難行動要支援者名簿の管理するシステムに反映し、データの更新を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

作成した避難行動要支援者名簿、要支援同意者名簿は、概ね１年に１回を目安に、新旧の名簿の交換により、更新を行う。

４　個別避難計画の作成（地域ぐるみの支援体制）

(1)　個別避難計画作成の推進及び支援

災害時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、各自主防災組織は、「岐阜市避難行動要支援者支援計画」を指針とし、他の避難支援等関係者等と連携し避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」作成を推進する。

市は、避難行動要支援者名簿の提供等により、個別避難計画作成を支援する。また、計画作成の優先順位が高いと判断された避難行動要支援者については、上記に関わらず、日常的に関わりが深い福祉事業者等と連携を模索し、作成を推進する。

(2)　避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者である、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）及び警察署は、災害時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を適切に活用し、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

(3)　円滑な避難のための立退きを行うための配慮

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者の避難支援を早い段階から実施できるよう、避難準備情報を適切に発令する。発令にあたっては、分かりやすい表現に努めるとともに、多様な手段を活用して伝達する。また、市は、支援の中心となる自治会長、民生委員に防災ラジオを配布し、支援の初動体制の充実を図る。

(4)　避難支援を行う場合の避難支援等関係者の安全確保

避難支援関係者本人が被災することのないよう、あくまで可能な範囲での支援を行うよう徹底する。

５　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

市は、地域における避難行動要支援者の支援体制の強化、また、避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、避難行動要支援者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域で防災訓練、防災教育等が行われるよう指導する。

６　施設、設備の整備

(1)　市は、避難行動要支援者が緊急時に通報する緊急通報システムを順次、設置するとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップの作成、普及に努める。

(2)　市は、指定避難所での要配慮者の受入れに備え、要介助者用トイレ等、必要な資機材の備蓄に努める。

(3)　市は、福祉施設管理者の協力により、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者等の受入れ体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者等が、福祉避難所での生活において必要とする災害時用折りたたみベッドの設置を進めるなど日常生活用具等の円滑な調達供給に努める。

７　要配慮者利用施設等の保安対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

８　人材の確保とボランティアの活用

市は、避難所生活において要配慮者を介助する者等を確保するため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めるとともに、ボランティアの活用と活動の支援を図る。

９　外国人等に対する防災対策

市は、外国人が地震災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、インターネット、ＳＮＳなど多様な手段を用いた多言語による情報伝達を図るとともに、災害時用指さし会話シートの作成及び備蓄、指定緊急避難場所及び指定一般避難所を示す看板及び避難所における避難者カードの多言語化、災害行動マニュアルの配布を行う。

第９節　医療（助産）救護体制の整備

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）　２　市民病院部　３　薬科大学部　４　消防本部
５　教育部

〈方針〉

大規模地震災害時には、多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の機能停止、混乱も予想されるため、医療（助産）救護活動が迅速に実施できるよう、医療（助産）体制の整備拡充を図る。

〈実施内容〉

１　災害時医療救護計画に基づく活動

(1)　災害時医療救護計画

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と締結する災害協定を基に策定した災害時医療救護計画に基づき、医療救護施設（救護所）や搬送などの医療救護活動を行う。

なお、保健衛生部は、必要に応じ災害時医療救護計画の見直しを図る。

協定：災害時における医療救護に関する協定（岐阜市医師会）　別冊
災害時における歯科医療救護に関する協定書　（岐阜市歯科医師会）　別冊
災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書（岐阜市薬剤師会）　別冊

(2)　関係機関の調整

保健所長は、市医療救護本部において、医療救護情報を集約し、市医師会長とともに関係機関の調整を図る。

２　効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市及び医療機関は連携してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、地震時に多発する傷病の治療に関する技術等の取得に努める。

《トリアージの基準例》

○傷病者

優先度	処　置	識別	疾　病　状　況	診　　断
1	最優先	赤	生命の危機的状態で直ちに処置の必要な者	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心障害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待　機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度の者	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保　留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度の者	小骨折外傷、範囲小熱傷（体表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まない者、精神症状を呈する者
4	死　亡	黒	生命兆候のない者	すでに死亡している者

○歯科的疾病者

優先度	処 置	識 別	疾病状況	診　断	対　応
2	待 機	黄	著しい咀嚼困難で痛みの激しい者、出血の多い者	顎骨折、顎関節骨折、顎骨亀裂骨折、歯槽骨骨折、口腔内裂傷等	救護所において患者が医療機関を受診するにあたる応急処置を行う
3	保 留	緑	咀嚼困難で痛みのある者、ない者、出血のある者	顎関節損傷、歯槽骨亀裂骨折、歯牙破折、歯牙打撲、歯牙脱臼、歯牙亜脱臼、口腔内裂傷等	救護所において応急処置を行う

※トリアージ・タッグの常備　消防本部、保健所、市民病院、市医師会で常備すること。

３　災害医療の普及・啓発

市は、救急蘇生法、応急手当、トリアージの実施方法、必要性等に関し、市民への普及啓発に努める。

４　医薬品等の確保体制の確立

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医薬品等の確保体制に努める。

(1)　救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

市は現在、地震災害のため助産の途を失った者の救援対策として分娩セットを、避難者の口腔ケア対策のため、歯ブラシを備蓄している。

(2)　医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

５　災害拠点病院等の整備

県は、地域の実情に応じて、地震災害時において重症患者の処置及び収容並びに医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の整備等の充実に努めるものとする。

参照：管内病院調（資料P464～P466）

６　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の整備

県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を行う病院を岐阜ＤＭＡＴ指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、岐阜ＤＭＡＴ運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

参照：ＤＭＡＴ指定病院（資料P467）

第10節　防疫対策

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）

〈方針〉

地震災害時においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延の危険性が増大することから、「避難生活を過ごされる方々の健康生活に関するガイドライン」（厚生労働省）、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」等により、的確、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

〈実施内容〉

１　防疫体制の確立

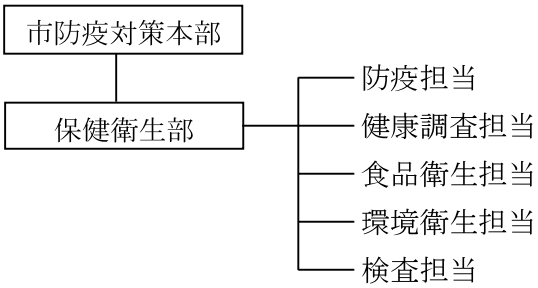

２　防疫用薬剤等の備蓄

保健衛生部は、防疫用薬剤を備蓄するとともに、調達計画を策定する。

３　感染症患者等に対する搬送体制の確立

保健衛生部は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、搬送体制の確立を図る。

第 11 節　文教対策

【実施担当部】

１　教育部　　２　薬科大学部　　３　女子短期大学部　　４　ぎふ魅力づくり推進部
５　市民協働推進部

〈方針〉

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という）の土地、建築物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒、学生（以下「児童、生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全の確保を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。また、文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

〈実施内容〉

１　文教施設、文化財施設の不燃化、耐震構造の促進

(1)　文教施設

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、構造物の不燃化、耐震化に努める。

(2)　文化財施設

指定文化財等の施設を災害から防護するため、施設の耐震対策、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

２　文教施設の防災機能の向上

文教施設は、指定避難所としている中で、小学校は、地域避難拠点として指定拠点避難所に位置付けているため、教育機能に併せ、施設のバリアフリー化やマンホールトイレ等災害用トイレの整備等防災機能の向上を図っている。

３　施設の予防対策

(1)　文教施設

ア　組織の整備

施設の補強、補修等が、迅速的確に実施できるよう、職員の任務の分担及び作業員の配置等について、平常時からその組織を整備する。

イ　施設、設備の点検等

平常時から施設、設備の点検を実施し、危険箇所又は設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、これらの補修、補強又は修理を行う。

ウ　資材等の整備

地震災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備する。

(2)　文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し、被害の拡大防止に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、火災予防に努める。

４　危険物の災害予防

化学薬品、その他の危険物を取扱い、又は保管する学校等にあっては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならない。特に地震災害時における安全の確保について、適切な予防措置を講じる。

５　防災教養

(1)　文教施設

市教育委員会、県及び学校等の管理者は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、又は講習会、研修会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。また、各学校は、全職員の協力を得て、常に児童、生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童、生徒等を通じて、その地域における防災知識の普及、防災意識の向上を図り、併せて地震災害の未然防止と地震災害時の応急対策についても十分周知させる。

なお、このため学校等は、次の事項に留意してその普及に努めること。

ア　防災知識の普及は、通常の教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、運動会等の機会をとらえて、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

イ　地震災害時にあっては、児童、生徒等の生命尊重、安全避難を第一とし、地震及び地震による二次災害等それぞれの場合における生命の安全確保を図るため、施設、設備の状況、地形条件等を十分に考慮して適切な避難計画を策定し、事前に児童、生徒等に周知を図ること。この場合において、特に低学年の児童には、よく理解させ徹底するとともに、盲ろう学校及び身体に障がいのある児童、生徒等の在学する学校等においては、避難方法や救助方法について詳細な計画を策定し、その安全確保に努めること。また、緊急地震速報を活用した訓練を実施すること。

ウ　学校等は、児童、生徒等の通学路の危険箇所について事前に調査し、登下校の指導や地震災害予防の知識について理解させ徹底すること。

エ　学校等は、消火作業や搬出作業等の応急対策活動に児童、生徒等を従事させる場合は、安全を確保したうえで実施させること。この場合において、学校等の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分に検討を行い、無理な活動を要求しないこと。

(2)　文化財施設

指定文化財の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設の職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期す。

６　避難その他の訓練

(1)　文教施設

学校等の経営者又は管理者は、関係職員に対して防災に対する認識を深めさせるとともに、地震災害時に適切な処置がとれるよう、地震情報の伝達、児童、生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定し、災害状況に適応した訓練を実施する。

なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア　計画及び訓練は、学校の種別、規模、施設設備の状況、児童、生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じ、具体的かつ適切なものとすること。

イ　訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童、生徒等の自主的な活動により十分な効果を得られるよう努めること。

ウ　訓練は、地震災害の特性を考慮し、実効性のあるものとすること。

エ　訓練は、毎学期１回程度実施すること。特に「防災週間」(8月30日～9月5日)、「県民防災の日」（10月28日）、「市民防災の日」（毎月１日）、「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)の期間等に実施することが、より訓練の重要性を認識できることから、この期間に実施するよう努めること。

オ　訓練の実施に当たっては、施設、設備、器具及び用具等について事前に点検するとともに、事故防止に努めること。

カ　地震災害時における組織活動が円滑に行われるよう、平素から全職員及び児童、生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底すること。

キ　緊急地震速報が配信可能な施設においては、緊急地震速報への対応を訓練内容に取り入れるよう努めること。

(2)　文化財施設

ア　指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日の「文化財防火デー」にあわせて、文化財防火訓練を実施するよう努めること。

イ　計画の策定及び訓練の実施に当たっては、消防機関の協力を得ること。

ウ　訓練実施後は、十分な評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ関係計画の修正を図ること。

７　臨時休校の特例

地震災害が発生した場合の学校の臨時休校等については、次による。

(1)　市立学校

地震災害の発生が予想される場合の市立学校の臨時休校等については、市教育委員会が決定して行う。

なお、薬科大学、女子短期大学については、それぞれの計画による。

(2)　国、県立学校

国及び県のそれぞれの計画による。

(3)　私立学校

学校管理者が決定し、徹底を期す。

第12節　ボランティア活動の環境整備

【実施担当部】

１　市民協働推進部　　２　福祉部　　３　市社会福祉協議会

〈方針〉

大規模地震災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る必要がある。

そのため、日本赤十字社岐阜県支部、市社会福祉協議会やＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、平常時の登録、研修制度、地震災害時におけるボランティア活動の環境を整備する。

〈実施内容〉

１　ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を重視しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びＮＰＯ等との連携を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

２　ボランティアの組織化及びネットワーク化の推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を図り、地震災害時にＮＰＯ・ボランティアが連携して活動できるよう、ボランティアの活動及び調整の体制、活動上の安全確保、被災者ニーズの情報提供方策等について意見や情報交換を行う会議を開催するなど、団体相互間のネットワーク化を図る。

また、市、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努める。

３　災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動が、円滑かつ効果的に行われるよう、受入れ体制づくりについて支援する。また、ボランティアの登録状況について把握する。

(1)　対象者

ア　18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ　15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ｱ)　グループの活動であること

(ｲ)　グループに20歳以上の指導者がいること

(ｳ)　原則として県内の活動に限ること

(2)　登録後の活動要請

次の場合に市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア　地震災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
イ　地震災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

４　ボランティア活動の推進

市社会福祉協議会は、災害ボランティア計画により地震災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアコーディネーターの育成に努める。なお、市は、ボランティアコーディネーターの育成について支援する。

５　ボランティア活動拠点の整備

市は、地震災害時に災害ボランティア活動の拠点となるぎふメディアコスモスに、必要な情報機器、設備等の整備を図る。また、関係機関は、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施に努め、迅速な開設及び円滑な運営のための体制確保を図る。

６　「総合ボランティア部会」の設置等

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携を保つとともに、本部事務室に総合ボランティア部会（市民協働推進部、市社会福祉協議会）を設置し、生活支援、医療など分野ごとにボランティアを所管する組織との連絡調整を図る。

第13節　防災通信設備等の整備

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

〈方針〉

大規模地震発生時には、通信の途絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは応急対策の遅れにつながる。また、被災者のニーズにあった対策を講ずるためにも、迅速な情報収集伝達体制を確立するとともに情報通信体制の多重化を図る。

〈実施内容〉

１　市

(1)　岐阜市防災行政無線

同報系防災行政無線のデジタル化が完了している。機器調整や屋外子局の増設等により、不感地域の解消、聞き取りやすさの向上を図るとともに、落雷への対策を実施するなど、市民への情報伝達を確実に実施できるよう努める。移動系防災行政無線は、デジタルＭＣＡ無線により整備し、機動的な情報収集伝達体制の充実を図っている。

また、同報系防災行政無線整備に併せて、地域の防災担当者などの自宅や地域防災拠点である公民館等に戸別受信機を設置し、更なる情報伝達体制の充実を図っている。

定期的な点検等の適切な維持管理を実施するとともに、中長期的な視点による計画的な設備の更新や長寿命化により、ライフサイクルコストの低減を図る。

(2)　衛星携帯電話

機動性のある緊急通信手段として、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備し、情報収集体制の充実を図っている。

(3)　一般加入電話による通信

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、一般加入電話の中でも重要な回線は、災害時に通信制限を受けにくい災害時優先電話に指定し、災害時の通信確保に努めている。

(4)　特設公衆電話

ＮＴＴ西日本岐阜支店との覚書に基づき、大規模災害時に被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市役所庁舎、市内５０公民館、文化センター、ハートフルスクエアＧ及びぎふメディアコスモスに事前設置している。

覚書：特設公衆電話の設置等に関する覚書（ＮＴＴ西日本岐阜支店）　別冊

(5)　岐阜市総合防災情報システム

地域防災拠点である公民館とのネットワークにより、情報を収集し集約するとともに、メール配信により職員の参集等を行う岐阜市総合防災情報システムを整備し、的確な地震災害応急対策を図っている。

(6)　岐阜市緊急地震速報受配信システム

Ｊ-ALERTシステムで受信した地震情報を伝達する、岐阜市緊急地震速報受配信システ

ムを整備し、人的被害の軽減を図っている。（配信先：市役所庁舎、市民病院、消防本部、教育施設、福祉施設、その他不特定多数の者が出入りする市有施設）

(7)　災害時緊急割り込み放送

株式会社シティエフエムぎふ及びエフエム岐阜と契約し、ＦＭラジオ放送中に緊急割込みによる地震災害情報を放送することにより、市民への情報伝達の充実を図っており、この災害時緊急割り込み放送を受信する防災ラジオの普及に努める。なお、この災害時緊急割り込み放送はＪ-ALERTシステムとも連動しており、緊急地震速報や大規模テロ情報などの国民保護に関わるような情報も伝達することができる。

(8)　緊急速報メール

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社と契約し、市民及び旅行者など岐阜市内で当該契約会社の携帯電話所有者に対し、地震災害情報をメール配信することにより、市民等への情報伝達の充実を図っている。

(9)　消防無線

消防無線の適切な運用により、被害の軽減を図っている。

(10)　アマチュア無線

岐阜市ボランティアハム連絡協議会との協定等により、アマチュア無線による情報収集体制の充実を図る。

協定：災害時の情報の収集に関する協定（岐阜市ボランティアハム連絡協議会）　別冊

(11)　道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築など、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(12)　通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

(13)　非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(14)　保守点検の実施等

通信設備、非常用電源設備等については、保守点検を実施するとともに、的確な操作の徹底、適切な管理を行うこととする。

２　県

(1)　岐阜県防災行政無線

県は、有線が途絶した場合でも、市町村及びその他防災関係相互間等との通信を確保するため防災行政無線を整備し、迅速、的確な情報伝達を行っている。

(2)　被害情報集約システム

県は、災害時に市町村が災害情報を入力することにより、関係機関の間で情報の共有

化を図るとともに、報道機関に情報を提供し、メディアを活用した情報伝達を行う被害情報集約システムを整備し、迅速、的確な情報伝達を行っている。

(3)　Ｌアラート（災害情報共有システム）

被害情報集約システムに入力した内容は、自治体が発する災害関連情報等を多様なメディアを通じて一括配信するシステムであるＬアラートにより、地域住民に迅速かつ効率的に提供される。

第14節　広域的な応援体制の整備

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　企画部

〈方針〉

大規模地震災害時には、一地域の防災機関では対応が不十分になることが考えられるため、他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに地震災害対策活動等が実施できるよう、広域的な応援体制の整備を図る。また、周辺市町村が被災し、本市が県から後方支援基地として位置付けられた場合、後方支援を担える体制となるよう、必要な準備を進める。

〈実施内容〉

１　県域を越えた広域相互応援

(1)　県外の都市との災害時相互応援協定（市が協定を締結）

市は、同時に被災する可能性の少ない、遠隔市等との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進する。

現在、尼崎市、神戸市、奈良市、藤沢市、富山市、飯田市、調布市、広野町、中核市及び鵜飼サミット関連自治体との間で災害時相互応援協定を締結している。平時より総合防災訓練への相互参加や防災対策に係る意見交換などにより、協定締結自治体との連携強化を図る。

協定：各応援協定　別冊

(2)　他の都道府県との災害時相互応援協定（県が協定を締結）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、中部９県１市の災害時等の応援に関する協定、隣接県(石川県、福井県)との相互応援に関する協定が締結されている。

２　県内の災害時相互応援

(1)　岐阜県広域消防相互応援協定

「消防組織法」第39条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

協定：岐阜県広域消防相互応援協定　別冊

(2)　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

「災害対策基本法」第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し相互に応援するため、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。

なお、この協定では、被災市町村からの応援要請に基づかない自主的な相互応援体制についても規定している。

協定：岐阜県及び市町村災害時相互応援協定　別冊

３　応援協力体制の拡充・強化

(1)　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2)　自衛隊災害派遣

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3)　緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う「緊急消防援助隊」の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(4)　警察災害派遣隊

県警察は、国内の大規模地震災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応ができ、高度の救出能力と自活能力を有する管区警察局単位等の「警察災害派遣隊」の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(5)　広域航空消防応援

「消防組織法」第44条に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いて行う消防に関する応援は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、その要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(6)　現地情報連絡員（リエゾン）

市は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、国土交通省中部地方整備局に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請し、公共土木施設の被災状況等の情報交換の実施に努める。

協定：災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）　別冊

第15節　緊急輸送網の整備

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　都市防災部　　３　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害時には、道路、橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

〈実施内容〉

１　緊急輸送道路

(1)　緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から、広域的な役割を果たすもの、地区内の地震災害応急対策の輸送の役割を果たすもの等、その役割により区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

ア　第１次緊急輸送道路

岐阜市及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ　第３次緊急輸送道路

第１次、第２次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(2)　緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、社会資本整備重点計画に基づき整備の推進に努めるとともに、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭に置いた早期復旧が可能な耐震化を図る。

また、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3)　緊急用河川敷道路

羽島市桑原町から岐阜市長良橋通りまでの長良川左岸河川敷道路で、伊勢湾又は国道21号から岐阜市中心部までの緊急輸送を担うものであり、その整備の進捗状況に合わせ活用する。

２　臨時離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急、救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定、確保する。

３　臨時離着陸場等の整備

市は、公共建築物や病院の屋上ヘリポート、高層建築物の屋上救助用スペースの設置を指導する。また、臨時離着陸場においてヘリコプターが安全に離着陸できるよう維持管理に努める。

参照：臨時離着陸場等一覧表（資料P396～P397）

４　緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章公布のための事前届出制度が適応され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に公布されることとなるため、民間事業者に対して周知を行う。また、都市防災部は市所有の緊急通行車両として使用する車両について事前に届出を行う。

第16節　火災予防対策

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

大規模地震災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によっては大火災となるおそれがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

〈実施内容〉

１　火災予防の指導

(1)　地域住民に対する指導

消防本部は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の研修会等において、火災予防の周知徹底、住宅用火災警報器の設置指導など住宅防火対策の推進を図る。

(2)　要配慮者に対する指導

消防本部は、要配慮者宅（一人暮らしの高齢者等）を訪問し、住宅火災予防の啓発を行い、住宅火災による焼死防止対策の推進を図る。

(3)　防火対象物の管理者等に対する指導

ア　防火対象物における立入検査は、「岐阜市火災予防査察規程」に基づき計画的に実施し、特に「消防法」で定める防火管理者、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成等を必要とする防火対象物については、指導強化を図る。

イ　地震災害時等において大火とならないよう、「消防法」で規定する危険物施設等における立入検査は、「岐阜市火災予防査察規程」に基づき計画的に実施し指導強化を図る。

(4)　火災危険地域の指導

消防本部は、地震災害時等において大火が予想される火災危険地域（柳ヶ瀬地区・問屋町地区・玉宮地区）については、災害、消火活動の障害等について調査を行い、危険な箇所については是正指導を図る。

２　初期消火体制等の確立

(1)　初期消火体制の確立を図るため、防災訓練等において初期消火訓練を実施するとともに、初期消火対策として整備している街頭消火器の設置箇所について、市民へ周知を図る。

(2)　火災発生時における避難路の確保、延焼防止を実施するため、自主防災組織で編成された市民消火隊に対し、消火訓練を実施する。

３　消防力の整備強化

(1)　消防力の強化

消防本部は、消防力の整備指針に定める水準を目標として、消防組織の充実強化及び

消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア　消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

イ　大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

ウ　必要な資機材等の整備

エ　救出活動を阻害する障害物除去のための、大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

オ　同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

(2)　消防水利等の確保

消防本部は、消防水利の基準に適合するよう消防水利を適正に配置するとともに、同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

ア　防火水槽の整備

イ　緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ　水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体との協議

第17節　まちの不燃化・耐震化

【実施担当部】

１　まちづくり推進部　　２　都市建設部　　３　基盤整備部　　４　消防本部

〈方針〉

阪神･淡路大震災では､木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物も倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化、不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進するとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努め、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える地震災害が発生した場合において、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

〈実施内容〉

１　建築物の防災対策

(1)　防災上重要な市有建築物の安全化

地震災害時に､応急対策活動の拠点となる庁舎や指定避難所となる市有施設について、非構造部材を含む耐震化対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2)　一般建築物の耐震化

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震化の推進を図る。特に大規模地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断、耐震改修については、重点的にこれを推進する。

ア　耐震化に関する住民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

イ　建築物等耐震化促進事業の実施

建築物等耐震化促進事業については、一定の条件により、次のとおり補助金を支給し促進を図る。

(ｱ)　木造住宅耐震診断事業（無料耐震診断）
(ｲ)　建築物耐震診断事業
(ｳ)　特定建築物等耐震改修計画策定事業
(ｴ)　木造住宅に係る住宅耐震補強工事事業
(ｵ)　分譲マンションに係る住宅耐震補強工事事業
(ｶ)　特定建築物耐震補強工事事業
(ｷ)　緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事事業
(ｸ)　要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事等事業
(ｹ)　要安全確認計画記載建築物耐震改修工事等事業

(ｺ)　特定天井耐震改修工事等事業

ウ　耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強等についての資料配布、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

エ　建築士会等の協力

建築物の設計、施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震化の推進に努めるとともに、「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を通じて被災建築物応急危険度判定士の養成等に努める。

(3)　被災した建築物、宅地の危険度判定体制の整備

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、再度の地震や降雨等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、被災建築物応急危険度判定士及び宅地危険度判定士を養成し、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める「判定要綱」及び「判定業務マニュアル（震前対策編）」に基づき、平常時から事前に準備するよう努める。

また、判定士の応援の受け入れ、チーム編成、判定結果の取りまとめ等を行う危険度判定コーディネーターを養成し、建築物、宅地の危険度判定体制の強化を図る。

(4)　震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。

(5)　防災上重要な市有施設の天井の脱落防止等

市は、防災上重要な市有施設の天井の脱落防止等の落下物対策を講じるとともに、エレベーターにおける閉じ込め防止対策を図る。

(6)　一般建物の窓ガラス等の落下物防止対策

地震災害時に一般建物の建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア　繁華街等の道路沿いにある３階建て以上の建築物を対象に、落下物の実態調査を行うよう努める。

イ　実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物については、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

ウ　建築物の所有者又は管理者に対しては、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(7)　ブロック塀(石塀を含む)の倒壊防止対策

住民に対し、ブロック塀の点検方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。また、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対しては、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に定める基準の遵守を指導する。更に、ブロック塀を設置している住民に対しては、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、道路に面したブロック塀の撤去や生け垣の設置に対する補助金を支給し、ブロック塀の除却の促進に努める。

(8)　耐震シェルター等の設置促進

市は、地震発生時に自力で迅速に避難することが困難である高齢者等の生命、身体の安全を確保するため、一定の条件により耐震シェルター等の設置に対し補助金を支給し、設置促進を図る。

(9)　一般建物における家具類の転倒防止対策

市は、住宅における家具類の転倒防止について普及啓発に努めるとともに、特に地震時の死傷率が高い避難行動要支援者を対象に、家具固定器具の設置に対する補助制度を設け、住宅における家具固定の促進を図る。

２　建築物不燃化の促進

(1)　防火、準防火地域の指定

建築物が密集し、地震による火災により多くの被害が発生するおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建設を促進する。

(2)　屋根不燃化区域の指定

防火、準防火地域以外の市街地における木造等建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の拡大を進める。

(3)　建築物の防火の促進

建築物の新築、増改築等における防火については、建築基準法に基づき指導するとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ、事業の推進を図る。

ア　既存建築物に対する改善指導

百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対しては、防火及び避難の安全を確保するため、建築物防災対策要綱に基づき、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ　消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際しては、消防機関と連携して建築構造、防火区画、階段の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

３　道路、河川施設等の防災対策

(1)　道路施設の整備

地震災害発生後の緊急輸送を確保等するため、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図る。

ア　道路の整備

道路防災総点検等に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次、対策を実施する。また、防災上重要な経路を構成する道路について、緊急時の交通を確保し、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性、信頼性を高めるために電線共同溝等

の整備を図るとともに、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。更に市街地においては、消防活動が困難である区域の解消、又は道路空間が有する延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を策定する。

イ　橋梁の整備

道路防災総点検等の結果緊急性が高いと判断した橋梁や、地震災害時の緊急輸送の観点から優先度が高い緊急輸送道路や幹線道路などの橋梁について、順次、耐震補強を実施する。

(2)　河川管理施設の整備

安全と利用の両面から、河川管理施設の整備を推進する。

ア　河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し整備を図る。

イ　河川空間の整備

河川の防災、避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時における避難場所としての一時的活用を図る。

ウ　消防水利の強化

水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、消火活動に河川水を利用できるよう、河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)また、用水路、ため池等が利用できるよう改善を図る。

エ　河川管理施設等の整備拡充

地震災害により堤防決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設(観測施設)等の整備拡充を図る。

４　都市の防災対策

(1)　都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、被害の軽減を図るため、土地利用の規制、誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

《都市防災基本方針等》

ア　都市防災の目標

地域の災害特性を踏まえ、都市を構造的に強化することにより、地震災害による被害を防止、軽減するまちづくりを促進する。

イ　都市防災の基本方針

(ｱ)　地震災害の危険性を軽減する都市空間の創造

(ｲ)　地震災害を防ぎょし、安全な避難を可能とする都市構造の創造

(ｳ)　安全で快適な都市環境の創造

ウ　土地利用の規制、誘導の方針

地震災害に強い都市づくりを目指し、地震災害危険を軽減する都市空間を形成するた

め、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、大規模空地の防災的利用、防災上重要な農地、緑地の保全、整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進する。

エ　防災基盤施設の整備方針

地震災害時における市街地大火災等の災害の発生や拡大を軽減し、災害時の安全な避難を可能とするため、避難場所、避難路、防災緑地の整備を推進する。

オ　市街地の整備方針

市街地の地震災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備や建築物の不燃化を推進し、災害危険度の軽減を図る。

カ　実現化の方針

被害想定調査結果等から地震被害の大きい地域は、早期に整備を進め、特に、火災による延焼の危険性が高い地域から優先的に、避難場所、避難路等の整備、建築物の不燃化の促進等を図る。

(2)　防災空間の確保

ア　緑の基本計画の策定

「都市緑地法」に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。

イ　風致地区の指定

「都市計画法」に基づく風致地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ　都市公園の整備

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止又は避難場所としての防災効果を発揮する、防災空間の確保に努める。特に、避難場所や、救援及び復旧の活動拠点となる公園については、災害対応施設の設置に努める。

参照：災害対応施設が設置されている公園一覧（資料P390）

(3)　市街地の開発等

ア　市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地については、次の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(ｱ)　市街地再開発事業

(ｲ)　優良建築物等整備事業

イ　住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存ずる地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ　土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

なお、現在、鷺山中洙土地区画整理事業および加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業が施行されている。

第 18 節　液状化対策

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　基盤整備部　　３　上下水道事業部　　４　まちづくり推進部
５　消防本部

〈方針〉

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

〈実施内容〉

１　液状化危険度に関する意識啓発

市は、液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握を進め、一般住宅の予防的工法の周知など、液状化危険度に関する意識啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発する。

２　基幹交通網における復旧計画の策定

市は、被害想定調査結果に基づく道路等ライフライン被害について、重要度を考慮した復旧の計画を策定する。

３　建築物の液状化対策

市は、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築物については、地盤改良等安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

市は、被害想定調査結果に基づき、地域防災拠点や避難所等の公共施設の液状化対策等について検討し、液状化による被害の軽減を図る。

４　消防水利の液状化対策

市は、被害想定調査等の結果に基づき、消防水利の液状化対策等を進めるとともに、代替水利の確保に努める。

５　堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害による二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

第19節　災害危険区域の防災事業の推進

【実施担当部】

１　都市建設部　　２　まちづくり推進部　　３　基盤整備部　　４　経済部

〈方針〉

本市の32%は山地であり、地震災害時においてがけ崩れ、山崩れの危険性が潜在する一方、主要市街地は比較的良好な地盤に立地しているが、その周辺部は軟弱地域となっており、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等の発生のおそれがある。また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命危険が発生するおそれがあるため、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

〈実施内容〉

１　適正な土地利用

地盤災害の予防対策として、基本的には、「土地基本法」の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに「都市計画法」や「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画をはじめとする各種個別の法令や計画等により、適正かつ安全な土地利用への誘導、規制を図る。

２　造成地の対策

(1)　造成地の規制誘導

「宅地造成等規制法」に基づく「宅地造成工事規制区域」及び「都市計画法」に基づく開発許可制度において一定規模以上の宅地造成行為を許可制度とし、擁壁の技術基準により、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。

また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域であり、宅地造成に関する行為について規制を行う必要がある場合、「宅地造成工事規制区域）に指定することにより、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

参照：宅地造成工事規制区域図（P480）

(2)　大規模盛土造成地の調査

市は、市内の大規模盛土造成地と判明した盛土造成地について調査を進め、順次、適切な対応を行う。

３　土砂災害防止事業

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を促進し、有害行為等の制限等を図るとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を行う。

(1)　砂防

土石流による被害が大きいと予想される都市周辺地区、人家密集地区及び市街化の進展の著しい地区に係る渓流を重点に砂防施設(砂防堰堤、護岸工事)の整備を促進する。

参照：土石流危険渓流（資料P398～P400）

(2)　急傾斜地

急傾斜地(傾斜角30度以上、がけ高さ５m以上)崩壊による被害を軽減するため、必要な箇所については、対策工事を促進する。なお、急傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地において崩壊等の危険のある土留め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する

参照：自然傾斜（資料P401～P404）・人工斜面（資料P405～P406）
土砂災害(特別)警戒区域一覧（P407～P419）

(3)　総合的な土砂災害対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び非常時の避難場所及び避難経路を記載したハザードマップを作成、配布するとともに、土砂災害危険箇所表示看板の設置等により、地域住民に対し警戒避難に必要な事項を周知する。

４　老朽ため池の整備

(1)　農業用ため池の整備

農業用ため池のうち、下流地域に洪水の発生のおそれがあるなど、決壊した場合に影響が大きいものについて、緊急度等勘案の上順次、堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図る。

(2)　総合的な農業用ため池対策

農業用ため池の決壊に伴う浸水危険箇所及び非常時の避難場所を記載した農業用ため池ハザードマップを作成、配布し、地域住民に対し周知するとともに、緊急連絡体制の整備に努める。

５　住居移転事業

(1)　防災のための集団移転促進事業

災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域については、防災のための集団移転の促進を図り、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努める。

(2)　がけ地近接危険住宅の移転

「県建築基準条例」で指定された「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存ずる住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図り、本制度の活用について、地域住民の積極的な理解と協力を得るよう努める。

第20節　ライフライン施設対策

【実施担当部】

１　上下水道事業部　　２　基盤整備部　　３　ライフライン事業者

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断は、都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、住民の避難、救命救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

〈実施内容〉

１　上水道施設対策（上下水道事業部）

水道事業者は、地震災害時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給を行うため、次により水道施設の整備を行う。

(1)　上水道の確保

取水、配水施設等の耐震化の強化を図るとともに、配水池に圧力調整機能を持った弁類を設置し、二次災害の防止及び応急用飲料水等を確保する。

(2)　配水管の新設、改良

配水管の布設にあっては、耐震管を採用し、配水管の耐震化を図る。

(3)　水源のネットワーク化

給水ブロック内における水源間の相互通水及び給水ブロック間をつなぐ連絡管を整備し、水源のネットワーク化を図る。

(4)　電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(5)　復旧工事用資材の備蓄、調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

(6)　応急給水用器材の備蓄

応急給水活動を実施するため、給水タンク等を備蓄する。

(7)　応援配水の実施

給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保することを目的とした応援配水を行うため、協定に基づき、配水連絡管を設置する。

協定：上水道相互連絡管設置に関する協定書（羽島市、岐南町、笠松町、関市）　別冊
上水道相互連絡管の管理に関する覚書（岐南町、関市）　別冊

(8)　応援要請

ア　岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

イ　災害時における応急復旧に関する協定に基づき、岐阜市指定管工事協同組合に応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援を要請する。

ウ　災害時における水道資材の供給に関する協定に基づき、協定事業者に資材の供給を要請する。

協定：岐阜県水道災害相互応援協定　　別冊
災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）　別冊
災害時における水道資材の供給に関する協定書
（株式会社クボタ中部支社、株式会社クボタケミックス中日本支社）　別冊

２　下水道施設対策（上下水道事業部）

下水道施設管理者は、地震災害時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するために、次の対策を行う。

(1)　下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
(2)　下水道施設設備の安全性の確保
(3)　下水道施設が損傷した場合に最低限の処理機能を確保できるような施設の耐震化
(4)　下水道台帳の整備
(5)　中部ブロック災害応援体制の整備
(6)　応援要請

災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定に基づき、応援を要請する。

協定：災害時における下水道施設の応急措置の協力に関する協定書
（住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店）　別冊

３　電気施設対策（中部電力パワーグリッド株式会社岐阜営業所）

電気事業者は、地震災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1)　電力供給施設の耐震性の確保
(2)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(3)　要員の確保
(4)　被害状況収集体制の整備
(5)　広域的応援体制の整備

４　都市ガス施設対策

都市ガス事業者は、地震災害時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止のため、次の対策を行う。

(1)　都市ガス施設の耐震化
(2)　遮断バルブの設置促進（ブロックごとに遮断バルブの設置）
(3)　ガス供給地域における地震計の設置
(4)　地震対応型マイコンメーターの設置促進

(5)　防火、消火施設設備の充実
(6)　保安電力の確保
(7)　要員の確保
(8)　代替熱源による供給体制の整備
(9)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(10)　広域的相互応援体制の整備

５　ＬＰガス対策（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）

ＬＰガス事業者は、地震災害時のＬＰガス施設の災害及びＬＰガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止のため、次の対策を行う。

(1)　貯蔵施設、充填施設の耐震性の確保
(2)　「高圧ガス保安法」に基づく供給設備、消費設備の設置
(3)　要員の確保
(4)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(5)　広域的相互応援体制の整備

６　鉄道施設対策

鉄道事業者は、地震災害時の旅客の安全、円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

(1)　鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
(2)　地震計設置による早期点検体制の確立
(3)　耐震列車防護装置等の整備増強
(4)　防災資機材の整備点検
(5)　要員の確保

７　通信施設対策

通信サービス事業者は、地震災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するため、次の対策を行う。

(1)　電話通信施設、設備の耐震化
(2)　災害対策機器の配備
(3)　重要通信の確保
(4)　要員の確保

８　放送施設対策

放送事業者は、地震災害時における住民への情報伝達手段として放送の有効性を認識し、地震災害時においても放送機能を確保するため、次の対策を行う。

(1)　送信所、放送所の建物、構造物の安全性の強化
(2)　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全対策
(3)　放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の設置
(4)　二次災害発生防止のための防止設備等の配置

(5)　建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

９　電線類対策

道路管理者は、電線類の地中化等無電柱化を推進する。

また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

10　ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

(1)　指定避難所その他公共施設での井戸の堀削
(2)　生活用水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
(3)　指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
(4)　指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
(5)　指定避難所への災害用バルクシステムの設置
(6)　仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
(7)　各種メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
(8)　太陽光エネルギーなど新エネルギーシステムの導入

11　道路占用物件の迅速な復旧への備え

災害によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、市及びライフライン事業者は、道路占用物件の仮復旧工事の手続きの簡素化など、復旧を迅速に実施するための事項についてあらかじめ整理しておくものとする。

第21節　行政機関の業務継続体制の整備

【実施担当部】

１　行政部　　２　都市防災部　　３　各部

〈方針〉

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。そのため、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に業務基盤を立ち上げるための業務継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））を策定しているが、実効性の点検や計画の是正を行うなど、大規模地震災害時においても適切な業務の執行を図る。

〈実施内容〉

１　行政におけるＢＣＰの策定

(1)　庁舎対策

市役所庁舎は、市が実施する災害応急対策の中枢拠点であり、災害時において確実に機能を発揮するため、適切な維持管理を行うとともに、個別の施設計画により保全に努める。

(2)　災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

ア　各部は、通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務、地域防災計画に定める災害応急対策業務、災害復旧業務又は災害発生後の新規発生業務のうち優先度が高い業務（以下「非常時優先業務」という。）を定めるとともに、当該業務を踏まえた部内における応援可能リストの作成、各部所管の施設のライフラインの寸断に対する計画及び所属職員の執務環境に関する計画を定め、部内における業務を継続するために必要な個別具体的な計画を策定しているが、随時見直しを図る。

イ　行政部は、各部が非常時優先業務を確実に実施できる体制を構築するため、職員の安否確認や派遣に関する指針を示す。

ウ　都市防災部は、非常時優先業務が目標時間までに実施できるよう、職員参集体制について定める。

(3)　非常時優先業務の執行環境

行政部は、電気、水、食料、多様な通信手段の確保など、ライフラインの寸断や職員の執務環境に関する対策を整理し、必要に応じ更新を行う。また各部に対して、「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供等を継続的に行うものとする。

(4)　意思決定順位

業務継続にあたり、市長不在時の指揮命令系統の確立のため命令権者の順位を定めておくものとする。

(5)　計画の作成及び管理

非常時優先業務、応援可能リスト、ライフラインの寸断に対する計画及び職員の執務環境に関する各種計画を踏まえて全体的な計画を策定し、これを対外的に公開している

が、改訂等の継続的な管理を行う。

２　行政機関における個人情報等の分散保存

行政部は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存を図るため、ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定している。

第22節　企業防災の促進

【実施担当部】

１　経済部　　２　都市防災部　　３　財政部（個人事業主の相談）

〈方針〉

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続、あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割を十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

〈実施内容〉

１　企業の取り組み

企業は、大規模地震発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの地震災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入などによる資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直しなど、事業継続のための取り組みをはじめとした、防災活動の推進に努める。

(1)　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(2)　二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止を図る。

(3)　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、ＢＣＰを策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを定める。

(4)　地域貢献、地域との共生

大規模地震が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も

早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供、更には、技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動を行う。また、平常時からこれら主体との連携を密にする。

２　企業防災の促進のための取り組み

市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価、ＢＣＰの策定の促進に関する情報をはじめとした企業防災に資する情報の提供、ＢＣＰの策定に係る提供や相談体制の整備などにより、企業の防災力向上を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけなどを行う。

(1)　事業継続の取り組み支援

ア　事業継続力強化計画の策定

商工会議所と市は、中小企業等による事業継続力強化の取組をはじめとした防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定を行うものとする。

イ　ＢＣＰの策定促進

市内企業向けセミナーの開催などを行い、ＢＣＰ策定を支援するとととともに、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発する。

ウ　情報の提供

企業がＢＣＰの策定等事業継続のための取り組みを実施するためには想定リスクを考慮する必要があるため、市は、災害被害想定結果やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2)　災害対応体制の整備

市は、商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、地震災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

また、市は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理する。